

専用水道のてびき

千葉県保健所

目 次

1	はじめに	1
2	専用水道とは	2
3	設置者の義務	
(1)	保健所への申請及び届出	
ア	専用水道布設工事確認申請	3
イ	専用水道変更届	4
ウ	専用水道廃止届	4
エ	専用水道届	4
オ	専用水道工事延期届	5
カ	専用水道業務委託届	5
キ	専用水道業務委託失効届	5
(2)	水道技術管理者の選任	6
(3)	維持管理	
ア	施設管理	7
イ	水質管理	7
ウ	健康診断	7
エ	衛生管理	8
オ	書類等の整備	8
(ア)	受水槽等のチェックポイント	9
(イ)	地下式受水槽のチェックポイント	10
(ウ)	水質基準表（平成23年4月1日改正）	11
(エ)	水質検査	
a	工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）	12
b	浄水の給水開始前水質検査	13
c	浄水の定期水質検査（毎日）	14
d	浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）	15
e	臨時水質検査（浄水検査）	16
4	保健所への報告	17
5	汚染事故等の緊急時の措置	17
◇	専用水道関係法令（抜粋）	18～21
◇	水質検査計画（例示）	22
◇	毎日検査記録表（例示）	23
◇	給水設備定期点検記録票（例示）	24、25
◇	水質検査機関（参考）	26～28

1 はじめに

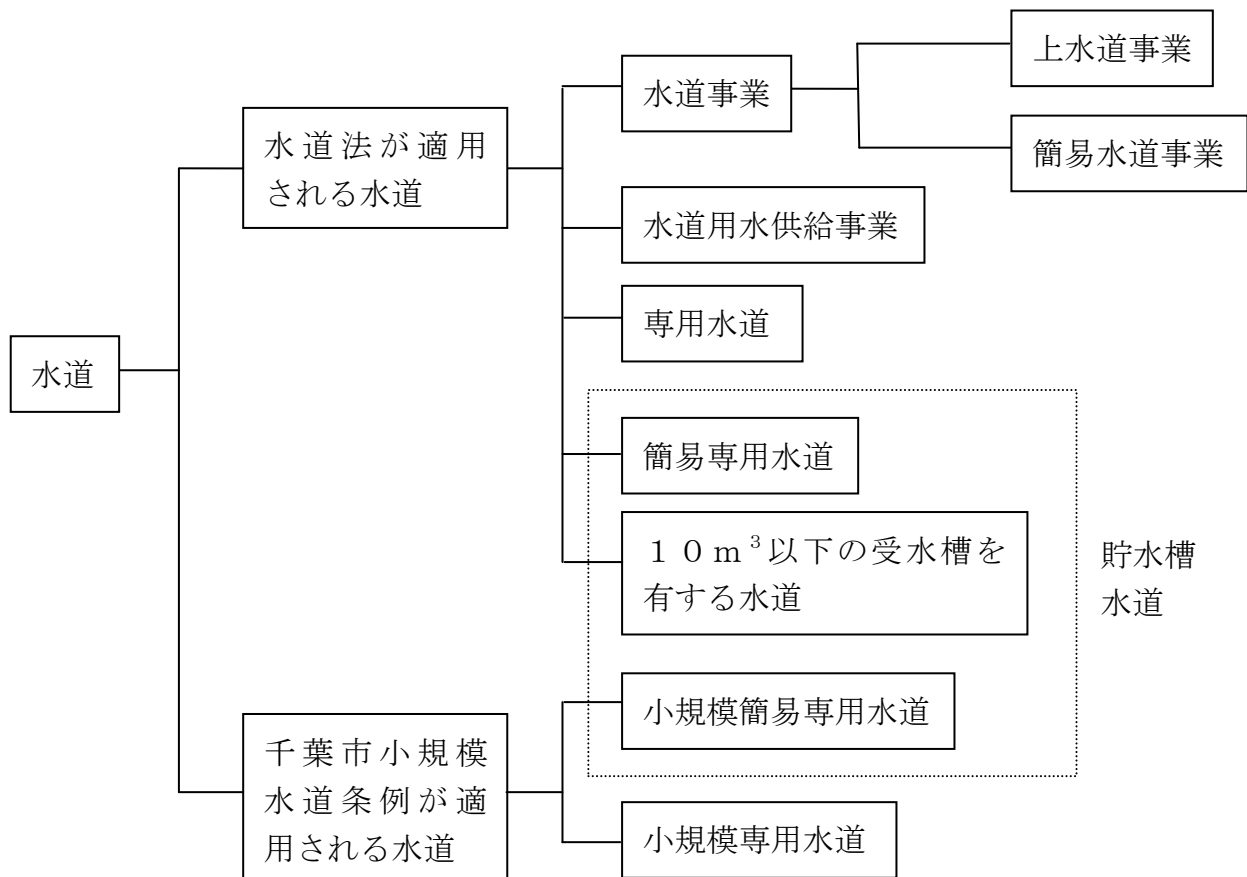
一般に「水道」といえば、県営水道及び市営水道があげられますが、水道法が適用される「水道」、千葉市小規模水道条例が適用される「水道」には、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で「専用水道」は、一般の需要に応じて供給する水道事業と違い、自家用の水道として居住等に必要の水を供給するものです。

又、「専用水道」の設置者は、法律上、水道事業者（県営水道等の経営者）に準じたものであり、各種義務が課せられています。

その中で、特に重要なことは次の二点です。

- **水道施設について新設・増設・改造工事などを行う場合には、工事実施によって衛生的に問題が生じることがないようにするため、保健所への事前の申請が必要なこと。**
- **水道施設の管理については、施設規模が大きく、水道に関する知識が必要なため、水道実務経験者である水道技術管理者が中心となって管理体制の整備を図ること。**



2 専用水道とは

□ 専用水道の定義

- ◆ マンション、団地、養護施設等の自家用の水道であって、100人を超える居住者に水を供給するもの。
- ◆ デパート、旅館、レジャー施設等の水道であって、人の飲用等に用いる水の一日最大給水量が20m³を超えるもの。

※ ただし、県営水道、市営水道からの水のみを水源とし、地中又は地表に施設されている部分の規模が口径25mm以上の導管が1500m以下、かつ、水槽の有効容量（六面点検できるものは除く）の合計が100m³以下である水道は除きます。

【用語の説明】

〈自家用の水道〉

社宅・療養所等の居住者等に供給する水道（供給する者と供給を受ける者との間に当該給水についての特別の関係が存在するもの）で、一般を対象として水を供給しない水道をいいます。（一般を対象とした場合は、水道事業になります。）

〈人の飲用等に用いる水〉

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供するものをいいます。

〈一日最大給水量〉

一日に給水することのできる最大の水量です。

ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

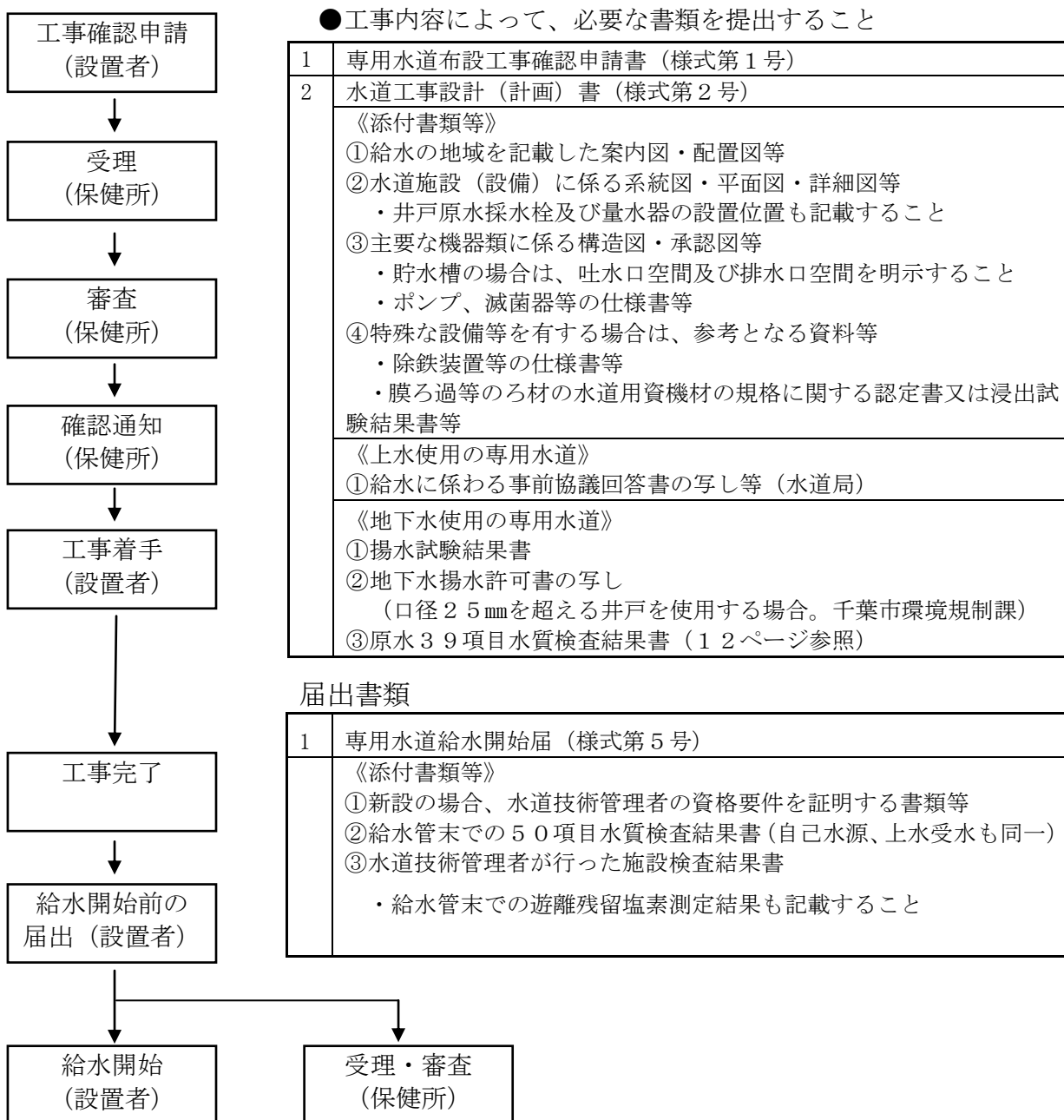
- 1 営農
- 2 プール（附帯設備を含む。）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。附帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

3 設置者の義務

(1) 保健所への申請及び届出

ア 専用水道布設工事確認申請

- 新設・増設・改造工事を行う場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、専用水道となる場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。
 - ◆ 施設は、水道法第5条の施設基準に適合するものであること。



イ 専用水道変更届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)

- ◆ 確認を要する工事以外の工事、水道技術管理者の変更、代表者の変更等があった場合は、速やかに届け出ること。

届出書類

1	専用水道変更届 (様式第6号) 《添付書類等》 ① 水道技術管理者の場合は、水道技術管理者の資格要件を証明する書類等
---	--

ウ 専用水道廃止届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)

- ◆ 給水人口の減少、施設の規模の縮小等により専用水道に該当しなくなった場合、速やかに届け出ること。

届出書類

1	専用水道廃止届 (様式第12号)
---	------------------

エ 専用水道届

届出
(設置者)



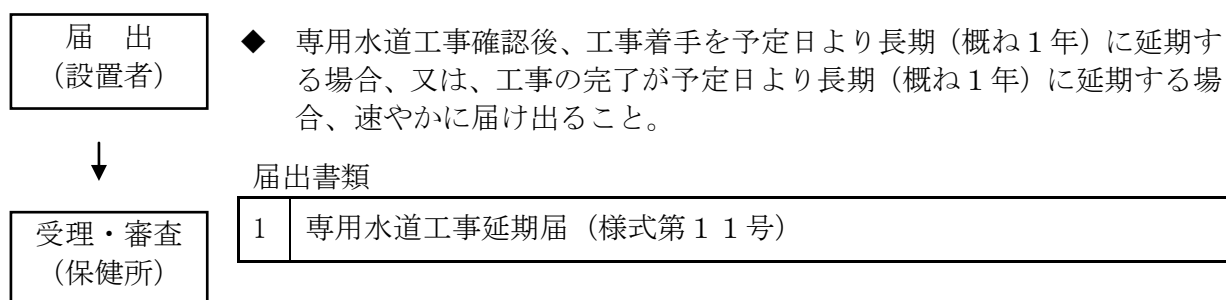
受理・審査
(保健所)

- ◆ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず居住給水人口100人を超えた場合や一日最大給水量が20m³を超えた場合は、速やかに届け出ること。

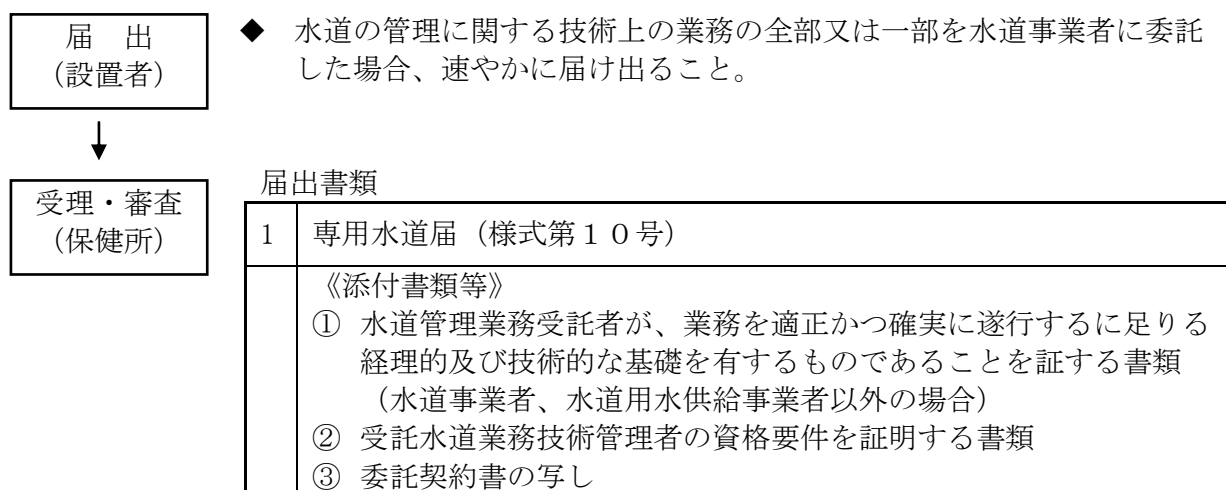
届出書類

1	専用水道届 (様式第10号) 《添付書類等》 ① 専用水道となるまでの経過を記載した書類 ② その他の書類 (工事確認申請及び給水開始届と同等な書類) ③ 水道技術管理者の資格要件を証明する書類等
---	--

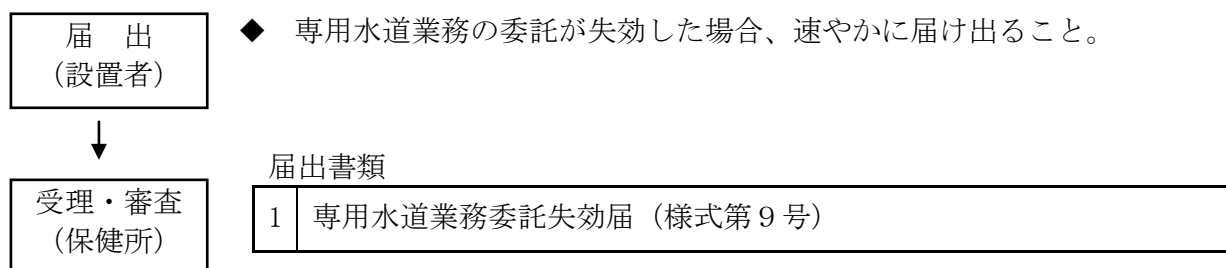
オ 専用水道工事延期届



カ 専用水道業務委託届



キ 専用水道業務委託失効届



(2) 水道技術管理者の選任

- ◆ 設置者は、水道技術管理者を選任すること。
- ◆ 水道技術管理者は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、設置者と協力して次表に示す維持管理を行うこと。

(水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等に委託した場合は、委託した部分の維持管理については受託者が行うこととなります。)

水道技術管理者の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設が施設基準（法第 5 条）に適合しているかどうかの検査 ● 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第 13 条） ● 定期及び臨時の水質検査（法第 20 条） ● 浄水場などの従事者の健康診断（法第 21 条） ● 塩素消毒などの衛生上の措置（法第 22 条） ● 給水の緊急停止（法第 23 条） ● 給水停止命令による給水停止（法第 37 条）
---------------------	---

水道技術管理者の資格（水道法施行令第 6 条）

		実 務 経 験 年 数			
		土 木 工 学		土木工学以外 の工学及び 理学・農学 医学・薬学	工学・理学 農学・医学 薬学以外の 学部・学科
学校 の種別	衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻			
	水道技術 管理者 として 基礎 教育 を受 けた 者	新制大学院 大学の専攻科	1 年以上 (6 ヶ月以上)	2 年以上 (1 年以上)	
新制大学		2 年以上 (1 年以上)	3 年以上 (1 年 6 ヶ月以上)	4 年以上 (2 年以上)	
旧制大学		2 年以上 (1 年以上)		4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
短期大学 高等専門学校 旧制専門学校		5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)		6 年以上 (3 年以上)	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)
高等学校 旧制中等学校		7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)		8 年以上 (4 年以上)	9 年以上 (4 年 6 ヶ月以上)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年（5 年）以上水道の技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・ 外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者。 ・ 厚生労働大臣が認定する講習を修了した者。 			

(注) 数字は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

ただし、() 内は簡易水道及び 1 日最大給水量が 1,000m³以下の専用水道を対象とする。

(3) 維持管理

- ◆ 専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

ア 施設管理

水道施設の定期点検	<ul style="list-style-type: none">●水道施設各部について定期的（1か月に1回を目安とする。）に点検を行うこと。（23、24ページ 給水設備定期点検記録票参照）●施設基準に適合しているか確認すること。●清潔の保持及び異常の発見に努めること。
水槽の清掃	<ul style="list-style-type: none">●受水槽・高置水槽等は、1年に1回定期的に清掃すること。●水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行うこと。
水槽の点検	<ul style="list-style-type: none">●受水槽・高置水槽等の点検については、9、10ページを参照して行うこと。

イ 水質管理

定期水質検査	<ul style="list-style-type: none">●給水栓における水が水質基準に適合しているかを確認するため、毎日検査及び月別検査を行うこと。（14、15ページ参照）
原水検査	<ul style="list-style-type: none">●原則として毎年1回以上消毒副生成物及び味を除く全項目検査を実施すること。（12ページ参照）
臨時検査	<ul style="list-style-type: none">●供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うこと。（16ページ参照）
水質検査計画の策定	<ul style="list-style-type: none">●毎事業年度の開始前に水質検査の計画を策定すること。（21ページ参照）

ウ 健康診断

対象者	<ul style="list-style-type: none">●貯水槽清掃に従事する者。●水道技術管理者等の水道施設管理従事者。
定期の健康診断	<ul style="list-style-type: none">●対象者については、6ヶ月以内に健康診断（腸内細菌検査）を受けていること。
健康診断の内容	<ul style="list-style-type: none">●病原体（腸内細菌）がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス等）の有無について主に行うこと。●感染性下痢症・各種下痢腸炎等による下痢症等にも注意することが望ましい。
病原体検索	<ul style="list-style-type: none">●主として便について実施すること。●必要に応じ尿・血液その他についても実施すること。

エ 衛生管理

立入禁止措置	<ul style="list-style-type: none">●水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠をすること。●一般の注意を喚起するように必要な表示をすること。
汚染の防止	<ul style="list-style-type: none">●水源及び各施設の周辺は、常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。●施設の構内においては、便所、ゴミ捨て場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくこと。●し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽等の放し飼い等をしないこと。
残留塩素の保持及び薬品の管理	<ul style="list-style-type: none">●給水管末における、遊離残留塩素を0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うこと。●病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は1.5 mg/L）以上保持すること。●次亜塩素酸ナトリウム溶液・その他浄水処理に使用する薬品について、使用方法及び管理を適切に行うとともに、予備を備え事故に対処できるようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none">●水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な対策が講じられるように連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。


オ 書類等の整備

図面等の整備	<ul style="list-style-type: none">●水道主要施設の維持管理に必要な配管系統図等を整備保管しておくこと。
工具検査機器等の整備	<ul style="list-style-type: none">●日常的な管理及び検査に必要な工具・機器等を整備保管しておくこと。
水質検査・健康診断記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none">●水質検査結果、給水開始前の施設検査結果は5年間保存しておくこと。●健康診断の結果、施設の点検・清掃・修理等の実施記録は1年間保存しておくこと。

(ア) 受水槽等のチェックポイント

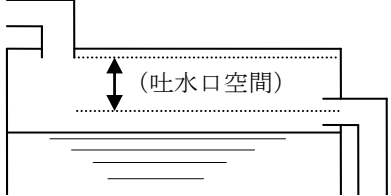
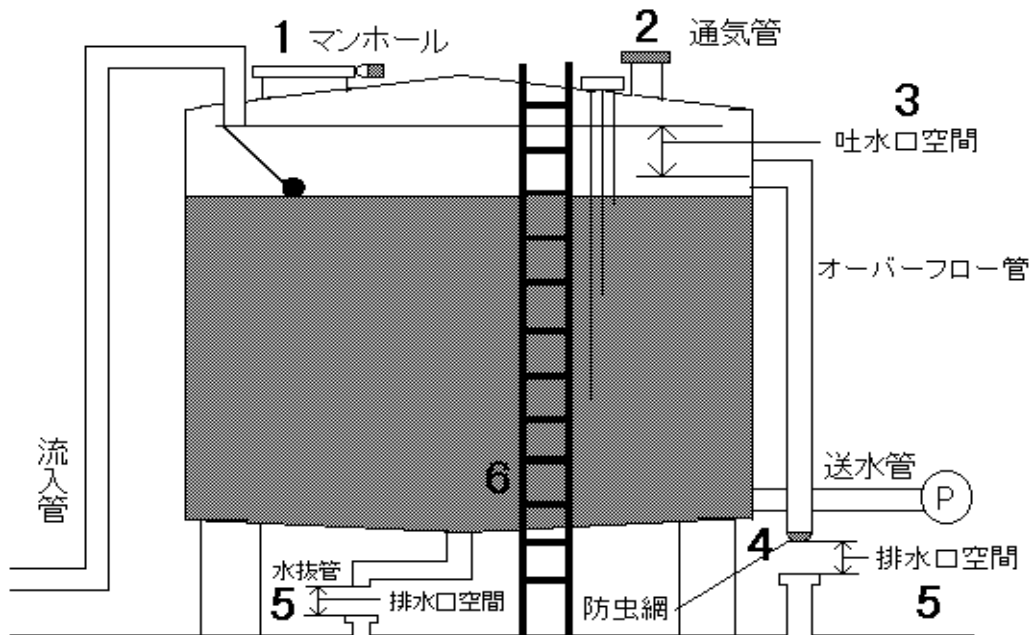
1 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになっていたりしていませんか？
- ・パッキンがあり、マンホールは密閉されていますか？



3 【吐水口空間】

- ・受水槽の水が流入管に逆流しない為に設けられた空間はありますか？


2 【通気管】

虫やネズミが入らないように、

- ・通気管の笠はありますか？
- ・防虫網はついていますか？

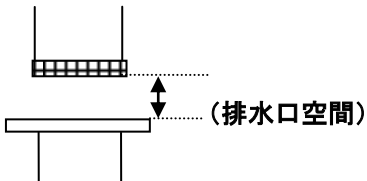
4 【オーバーフロー管】

虫やネズミなどが入らないように、防虫網はついていますか？




5 【排水口空間】

- ・下水などを、オーバーフロー管を通じて貯水槽内に逆流させない為に、空間はありますか？




6 【点検用はしご】

- ・はしごがさびびて、壊れていませんか？



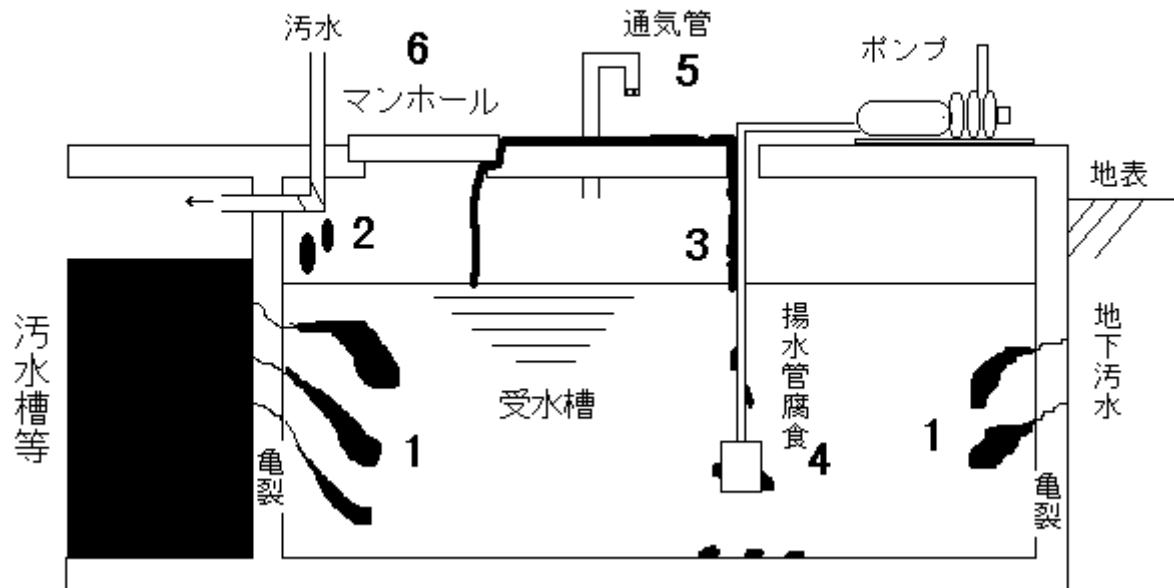
他 【水槽内】

- ・さび、水あかななどで水槽の中は汚れていませんか？
- ・ネズミなどの死骸はありませんか？



(イ) 地下式受水槽のチェックポイント

*現在この地下式受水槽の新設は認められません。



1 【受水槽内】

- ・受水槽の壁に亀裂がありませんか？
- ・水槽の中は汚れていませんか？
- ・さび・水あか・ネズミなどの死がいはありませんか？

2 【汚水管等】

- ・受水槽内に不要な配管はありませんか？
- ・汚水管等からの漏水はありませんか？

3 【揚水管基部】

- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？

4 【揚水管等】

- ・揚水管等が腐食していませんか？
- ・受水槽底部にさび等がありませんか？

5 【通気管】

- ・防虫網はついていますか？

6 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになっていませんか？
- ・立ち上げはありますか？
- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？
- ・さびていませんか？

(ウ) 水質基準表（平成23年4月1日改正）

No	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1 以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/1 以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
13	四塩化炭素	0.002 mg/1 以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
19	ベンゼン	0.01 mg/1 以下であること。
20	塩素酸	0.6 mg/1 以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下であること。
22	クロロホルム	0.06 mg/1 以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1 以下であること。
24	ジブromokロロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
25	臭素酸	0.01 mg/1 以下であること。
26	総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1 以下であること。
28	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/1 以下であること。
29	ブromホルム	0.09 mg/1 以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/1 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/1 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
37	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/1 以下であること。
39	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下であること。
41	ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下であること。
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/1 以下であること。
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1 以下であること。
46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5 度以下であること。
50	濁度	2 度以下であること。

(エ) 水質検査

a 工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）

No.	項目名	塩素消毒以外の 浄化設備		備 考
		あり	なし	
1	一般細菌	○		<p><定期原水検査> (1)原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(※1)に年1回以上、38項目(※2)について実施すること。 なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。</p> <p>(2)クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、<u>年1回原水の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を実施すること。(※3)</u> また、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、蓄積物の状況等の点検を行うこと。</p>
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○		
4	水銀及びその化合物	○		
5	セレン及びその化合物	○		
6	鉛及びその化合物	○		
7	ヒ素及びその化合物	○		
8	六価クロム化合物	○		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
11	フッ素及びその化合物	○		
12	ホウ素及びその化合物	○		
13	四塩化炭素	○		
14	1,4-ジオキサン	○		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○		
16	ジクロロメタン	○		
17	テトラクロロエチレン	○		
18	トリクロロエチレン	○		
19	ベンゼン	○		
20	塩素酸			<p><工事設計書に記載すべき水質試験の結果> 39項目(※2)について実施すること。</p>
21	クロロ酢酸			
22	クロロホルム			
23	ジクロロ酢酸			
24	ジブromクロロメタン			
25	臭素酸			
26	総トリハロメタン			
27	トリクロロ酢酸			
28	ブromジクロロメタン			
29	ブromホルム			
30	ホルムアルデヒド			
31	亜鉛及びその化合物	○		<p>※1 降雨、降雪、洪水、湧水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。</p> <p>※2 全項目(50項目)のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生成物(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)及び味を除く。</p> <p>※3 指標菌の検査結果が陽性の場合、速やかに保健所に報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリプトスポリジウム対策については、保健所に相談すること。</p>
32	アルミニウム及びその化合物	○		
33	鉄及びその化合物	○		
34	銅及びその化合物	○		
35	ナトリウム及びその化合物	○		
36	マンガン及びその化合物	○		
37	塩化物イオン	○		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		
39	蒸発残留物	○		
40	陰イオン界面活性剤	○		
41	ジェオスミン	○		
42	2-メチルイソボルネオール	○		
43	非イオン界面活性剤	○		
44	フェノール類	○		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		
46	pH値	○		
47	味			
48	臭気	○		
49	色度	○		
50	濁度	○		
	嫌気性芽胞菌	○	○	
	計	39	2	

b 浄水の給水開始前水質検査

No.	項 目 名	実施 項目	備 考
1	一般細菌	○	<p><水質検査項目></p> <p>給水開始前の水質検査は、新設、増設又は、改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。</p> <p>なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p> <p><採水場所></p> <p>水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと（高置水槽ごと）に1地点以上選定すること（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く）。</p> <p>なお、ただし書きの規定により検査を省略する場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査の省略はできない。</p>
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
11	フッ素及びその化合物	○	
12	ホウ素及びその化合物	○	
13	四塩化炭素	○	
14	1,4-ジオキサン	○	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
16	ジクロロメタン	○	
17	テトラクロロエチレン	○	
18	トリクロロエチレン	○	
19	ベンゼン	○	
20	塩素酸	○	
21	クロロ酢酸	○	
22	クロロホルム	○	
23	ジクロロ酢酸	○	
24	ジブロモクロロメタン	○	
25	臭素酸	○	
26	総トリハロメタン	○	
27	トリクロロ酢酸	○	
28	ブロモジクロロメタン	○	
29	ブロモホルム	○	
30	ホルムアルデヒド	○	
31	亜鉛及びその化合物	○	
32	アルミニウム及びその化合物	○	
33	鉄及びその化合物	○	
34	銅及びその化合物	○	
35	ナトリウム及びその化合物	○	
36	マンガン及びその化合物	○	
37	塩化物イオン	○	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	
39	蒸発残留物	○	
40	陰イオン界面活性剤	○	
41	ジェオスミン	○	
42	2-メチルイソボルネオール	○	
43	非イオン界面活性剤	○	
44	フェノール類	○	
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
46	pH値	○	
47	味	○	
48	臭気	○	
49	色度	○	
50	濁度	○	
	計	50	

c 浄水の定期水質検査（毎日）

項 目 名	備 考
色	給水管末において、色、濁り及び残留塩素を 1日1回以上検査すること。 (検査結果の記録表は、22ページ参照)
濁り	
遊離残留塩素	

d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）

No.	項目名	毎月	発生時期 毎月	3箇 月に 1回	緩和 措置	備考
1	一般細菌	○				<p>※ 1 水道により供給される水について、連続的に計測及び記録がなされている場合は3箇月に1回以上とすることができる。</p> <p>※ 2 水源に藻類の発生が少なく検査を行う必要がないと認められる期間は省略することができる。</p> <p>※ 3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは1年に1回以上、また、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準値の10分の1以下であるときは3年に1回以上とすることができる。</p> <p>※ 4～7 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに次に示す事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、当該項目の検査を省略することができる。</p> <p>なお、それぞれの項目に付されている緩和措置に基づき、省略を行った場合であっても3年に1回は検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認すること。</p> <p>※ 5 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況。</p> <p>※ 6 地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。</p> <p>※ 7 湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目を産出する藻類の発生状況を含む。</p> <p>注 意 本緩和措置は、給水開始前水質検査には適用されない。</p> <p>採水場所については、b 給水開始前検査の備考を参照のこと。</p>
2	大腸菌	○				
3	カドミウム及びその化合物			○	※3,4	
4	水銀及びその化合物			○	※3,4	
5	セレン及びその化合物			○	※3,4	
6	鉛及びその化合物			○	※3,5	
7	ヒ素及びその化合物			○	※3,4	
8	六価クロム化合物			○	※3,5	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	※3	
11	フッ素及びその化合物			○	※3,4	
12	ホウ素及びその化合物			○	※3,4	
13	四塩化炭素			○	※3,6	
14	1,4-ジオキサン			○	※3,6	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	※3,6	
16	ジクロロメタン			○	※3,6	
17	テトラクロロエチレン			○	※3,6	
18	トリクロロエチレン			○	※3,6	
19	ベンゼン			○	※3,6	
20	塩素酸			○		
21	クロロ酢酸			○		
22	クロロホルム			○		
23	ジクロロ酢酸			○		
24	ジブromokロロメタン			○		
25	臭素酸			○	※4	
26	総トリハロメタン			○		
27	トリクロロ酢酸			○		
28	ブromojクロロメタン			○		
29	ブromホルム			○		
30	ホルムアルデヒド			○		
31	亜鉛及びその化合物			○	※3,5	
32	アルミニウム及びその化合物			○	※3,5	
33	鉄及びその化合物			○	※3,5	
34	銅及びその化合物			○	※3,5	
35	ナトリウム及びその化合物			○	※3,4	
36	マンガン及びその化合物			○	※3,4	
37	塩化物イオン	○※1				
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	※3,4	
39	蒸発残留物			○	※3,4	
40	陰イオン界面活性剤			○	※3,4	
41	ジェオスミン		○※2,7			
42	2-メチルイソボルネオール		○※2,7			
43	非イオン界面活性剤			○	※3,4	
44	フェノール類			○	※3,4	
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○※1				
46	pH値	○※1				
47	味	○※1				
48	臭気	○※1				
49	色度	○※1				
50	濁度	○※1				
	計	9	2	39		

e 臨時水質検査（浄水検査）

No.	項目名	実施項目	備考
1	一般細菌	○	<p><検査項目等></p> <p>水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。</p> <p>（●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。）</p> <p>・臨時の水質検査を実施した項目については、当該月の定期水質検査項目から省略できる。</p> <p><検査が必要なとき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。 ・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ・浄水工程に異常があったとき。 ・水源の水質が著しく悪化したとき。（自己水源使用施設） ・水源に異常があったとき。（自己水源使用施設） ・その他必要のあるとき。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	●	
4	水銀及びその化合物	●	
5	セレン及びその化合物	●	
6	鉛及びその化合物	●	
7	ヒ素及びその化合物	●	
8	六価クロム化合物	●	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
11	フッ素及びその化合物	●	
12	ホウ素及びその化合物	●	
13	四塩化炭素	●	
14	1,4-ジオキサン	●	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●	
16	ジクロロメタン	●	
17	テトラクロロエチレン	●	
18	トリクロロエチレン	●	
19	ベンゼン	●	
20	塩素酸	●	
21	クロロ酢酸	●	
22	クロロホルム	●	
23	ジクロロ酢酸	●	
24	ジブromokロロメタン	●	
25	臭素酸	●	
26	総トリハロメタン	●	
27	トリクロロ酢酸	●	
28	ブromोजクロロメタン	●	
29	ブromホルム	●	
30	ホルムアルデヒド	●	
31	亜鉛及びその化合物	●	
32	アルミニウム及びその化合物	●	
33	鉄及びその化合物	●	
34	銅及びその化合物	●	
35	ナトリウム及びその化合物	●	
36	マンガン及びその化合物	●	
37	塩化物イオン	○	
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	
39	蒸発残留物	●	
40	陰イオン界面活性剤	●	
41	ジェオスミン	●	
42	2-メチルイソボルネオール	●	
43	非イオン界面活性剤	●	
44	フェノール類	●	
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
46	pH値	○	
47	味	○	
48	臭気	○	
49	色度	○	
50	濁度	○	
計		50	

4 保健所への報告

水質検査の結果、水質基準を超えた場合は、速やかにその旨を保健所に報告し、必要な措置を講じること。

5 汚染事故等の緊急時の措置

- ◆ 万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、関係者への周知・保健所への報告等必要な措置を講じること。

人の健康を害するおそれがあるときとは、次のような場合をいう。

- 水が病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

断減水が生じた場合も、その旨を保健所へ報告すること。

◇ 専用水道関係法令（抜粋）

《専用水道の定義》

水道法第3条第6項

この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 2 その水道施設の一日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

水道法施行令第1条第1項

水道法第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 口径25ミリメートル以上の導管の全長、1500メートル
- 2 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

水道法施行令第1条第2項

法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

水道法施行規則第1条

水道法施行令第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

《水質基準》

水道法第4条第1項

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 3 銅、鉄、^{ふっ}素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 6 外観は、ほとんど無色透明であること。

水道法第4条第2項

前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《施設基準》

水道法第5条第1項

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 2 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

- 3 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 4 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 5 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 6 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

水道法第5条第2項

水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

水道法第5条第3項

水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

水道法第5条第4項

前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

《専用水道の確認》

水道法第32条

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

水道法第33条第1項

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

《準用》

水道法第34条第1項

第13条、第19条から第23条まで及び第24条の3の規定は、専用水道の設置者について準用する。（以下略）

《給水開始前の届出及び検査》

水道法第13条第1項

水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

《給水開始前の水質検査》

水道法施行規則第10条第1項

法第13条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

《給水開始前の施設検査》

水道法施行規則第11条第1項

法第13条第1項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

《水道技術管理者》

水道法第19条第1項

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

水道法第19条第2項

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

1～8 (略)

《水質検査》

水道法第20条第1項

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

水道法第20条第3項

水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

《水質検査計画》

水道法施行規則第15条第6項

水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画(以下「水質検査計画」という。)を策定しなければならない。

《健康診断》

水道法第21条第1項

水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

《衛生上の措置》

水道法第22条

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

《給水の緊急停止》

水道法第23条第1項

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

◇ 水質検査計画（平成 年度）（例示）

- 1 水質検査計画を策定するための留意事項（水質の状況、特殊な設備の設置状況等）

- 2 定期水質検査について
 - (1) 給水栓における水質検査
 - ア 毎日検査
 - ・ 採水場所：
 - ・ 項目：色、濁り、遊離残留塩素
 - イ 水質基準に関する省令の事項についての検査
 - ・ 採水場所：
 - ・ 項目、検査回数及びその理由：別紙のとおり
 - (2) 原水の検査
 - ・ 項目：
 - ・ 検査回数：年1回

- 3 臨時水質検査について
定期水質検査で基準値を超過した場合に実施する。その他、必要に応じて実施する。

- 4 水質検査機関について
名称：
委託の範囲：2（1）イ、（2）及び3の水質検査

- 5 その他水質検査について留意すべき事項

◇ 毎日検査記録表（例示）

月分

施設名
管理責任者

日付	管末採取時間	色	濁り	残留塩素濃度(mg/L)	採取場所	測定者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							



◇ 給水設備定期点検記録票（例示）

○：良好 △：要注意 ×：不良

区分	点検項目	点検日												備考
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
一般	1 関係者以外の立入禁止措置は十分か													
	2 施設内の汚れが目立っていないか													
	3 危険箇所はないか													
ポンプ室関係	4 室内に受水槽の汚染源となるものはないか													
	5 マンホール付近は整理され清潔か													
	6 マンホールのふたは密閉され、かさ上げは十分か													
	7 管・継手・弁類から漏水していないか													
受水槽関係	8 異臭はないか													
	9 槽内に浮遊物・沈殿物はないか													
	10 蚊・ハエ等生物が入っていないか													
	11 ボールタップ・定水位弁の作動はよいか													
	12 フート弁の作動はよいか													
	13 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	14 水槽に入る水量は正常か													
	15 槽に亀裂はないか													
	16 量水器の指示・作動状態はよいか													
	17 マンホールのふたは施錠されているか													
高架水槽関係	18 異臭はないか													
	19 槽内に変形・亀裂はないか													
	20 マンホールのふたは施錠されているか													
	21 槽に変形・亀裂はないか													
	22 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	23 塔屋・階段・手摺の状態はよいか													
揚水ポンプ・圧送ポンプ	24 ポンプ揚水量に異常はないか													
	25 軸受油量・色は正常か													
	26 グランドパッキンは正常か													
	27 音・振動・熱に異常はないか													
	28 ゲージ圧は正常に保たれているか													
	29 逆止弁の作動はよいか													
	30 レベルスイッチは正常に作動しているか													

揚水ポンプ・圧送ポンプ	31 ブラシの摩耗は大きくないか																			
	32 ブラシより火花・チャタリングを起こしていないか																			
	33 スリップリング・整流子振動面の状態はよいか																			
	34 電磁クラッチは正常に作動するか																			
	35 満水検知管に異常はないか																			
	36 槽の内外部に亀裂はないか																			
	37 管接続部に空気・水漏れはないか																			
	38 空気圧力は正常に保たれているか																			
消毒設備関係	39 注入量は適正か																			
	40 液の漏れはないか																			
	41 薬液タンクの液量は十分か																			
	42 音・振動・熱に異常はないか																			
その他	43 窓・扉・照明機器に異常はないか																			
	44 各装置・各部に塗装のはげ・腐食は著しくないか																			
	45 工具類の整理がしてあるか																			
	46 防虫網に異常がないか																			
点 検 者 名																				
(記事)																				
1 貯水槽清掃年月日： 年 月 日実施																				
2 整備・補修記録等																				

◇ 水質検査機関（参考）

◆ 千葉市内の地方公共団体の機関

検査機関名称	電話番号	所在地
千葉市環境保健研究所	043-238-1900	千葉市美浜区幸町 1-3-9

◆ 厚生労働大臣登録検査機関（千葉県を営業区域とするもの H23.2.1現在）

登録 No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
16	(財)千葉県薬剤師会検査センター	043-242-5940	千葉市中央区中央港 1-12-11
89	中外テクノス(株)	043-295-1101	千葉市緑区大野台 2-2-16
		078-997-8000	兵庫県神戸市西区井吹台東町 7-3-7
		082-295-2222	広島県広島市西区横川新町 9-12
99	(株)環境管理センター	043-300-3300	千葉市緑区おゆみ野 5-44-3
		048-840-1100	埼玉県さいたま市中央区本町東 3-15-12
		042-650-7200	東京都八王子市下恩方町 323-1
106	(財)千葉県環境財団	043-246-2078	千葉市中央区中央港 1-11-1
142	(株)上総環境調査センター	0438-36-5001	千葉県木更津市潮見 4-16-2
181	(株)ダイワ	0475-58-5221	千葉県東金市家徳 238-3
		0463-53-2222	神奈川県平塚市東豊田 369
197	ニッカウキスキー	0471-72-5472	千葉県柏市増尾字松山 967
211	(株)ユーベック	0438-41-7878	千葉県木更津市久津間 613
228	習和産業(株)	047-477-5300	千葉県習志野市東習志野 3-15-11
1	(社)群馬県薬剤師会	027-223-6355	群馬県前橋市西片貝町 5-18-36
8	(社)埼玉県環境検査研究協会	048-649-1151	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11
9	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	029-225-9300	茨城県水戸市緑町 3-5-35
18	(社)長野市薬剤師会	026-227-3222	長野市若里 5-11-1
38	(財)北里環境科学センター	0427-78-9208	神奈川県相模原市北里 1-15-1
49	(社)東京都食品衛生協会	03-3934-5821	東京都板橋区徳丸 1-19-10
70	内藤環境管理(株)	048-887-2590	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051-2
73	(株)エヌ・イーサポート	03-3675-3641	東京都江戸川区東葛西 4-19-5
		06-6472-9772	大阪府西淀川区姫島 5-4-10
		082-272-9000	広島県広島市西区己斐本町 3-13-16

登録 No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
75	(株)江東微生物研究所	0246-36-7111	福島県いわき市好間工業団地 4-18
		019-632-3033	岩手県紫波郡矢巾町流通センター 南 3-2-17
		029-837-2721	茨城県つくば市上横場 445-1
		0478-57-1231	千葉県香取市吉原 420-1
		025-284-8874	新潟県新潟市中央区鳥屋野 463-1
76	平成理研(株)	043-234-0111	栃木県宇都宮市石井町 2856-3
		028-660-1700	
87	(株)群馬分析センター	027-326-7805	群馬県高崎市並榎木町 637-2
97	(株)科学技術開発センター		長野県長野市大字北長池鏡 2058-3
98	(財)東京顕微鏡院	042-525-3176	東京都立川市高松町 1-100 新立川 航空機(株)内 38 号棟
		03-3663-9681	東京都中央区日本橋箱崎町 44-1
100	(株)東邦微生物病研究所	06-6648-7157	大阪府大阪市浪速区下寺 3-11-14
107	オーヤラックスクリーンサービス(株)	0424-88-8211	東京都調布市富士見町 4-16-4
113	環境保全株式会社		青森県平川市松崎西田 41-10
115	(株)日水コン	042-584-7930	東京都日野市旭が丘 4-7-107
		0162-34-8070	北海道稚内市富岡 5-5-1
124	(株)住化分析センター	0438-64-2281	大分県大分市大字鶴崎 2200
130	オルガノ(株)	042-702-7820	神奈川県相模原市南区西大沼 4-4-1
135	いであ(株)	03-4544-7600	東京都世田谷区駒沢 3-15-1
		06-4703-2800	大阪府大阪市西区江戸堀 3-2-23
		092-641-7878	福岡県福岡市東区東浜 1-5-12
146	日本環境(株)	03-5676-8713	東京都江戸川区船堀 5-11-19
148	藤吉工業(株)	052-763-2548	愛知県名古屋市千種区末盛通 2-13-2
157	前澤工業(株)	0480-42-0712	埼玉県幸手市高須賀 537
159	(株)総合水研究所	072-224-3532	大阪府堺市神南辺町 1-4-6
		03-3798-3532	東京都港区海岸 2-6-30 浜松町エメ ラルドビル 6 階
166	(株)ウェルシィ	042-397-8911	東京都東村山市恩多町 1-14-1
170	東京テクニカル・サービス(株)	03-3688-3284	東京都江戸川区西葛西 7-29-17
171	エスク三ツ川株式会社	072-871-1065	大阪府大東市三箇 4-18-18
179	芝浦セムテック株式会社	055-924-3450	静岡県沼津市大岡 2068-3

登録 No.	登録検査機関名称	電話番号	検査を行う事業所の所在地
184	(株)ビー・エム・エル	049-232-0760	埼玉県川越市的場 1361-1
190	アクアス(株)	03-3783-7831	茨城県つくば市緑ヶ原 4-4
192	クリタ分析センター(株)	029-836-7013	茨城県つくば高野台 2-8-14
		046-206-1200	神奈川県厚木市森の里若宮 7-1
198	(株)エオネックス	076-238-1181	石川県金沢市東蚊爪町 1-19-4
199	(株)東京水質研究所	03-3367-3129	東京都中野区中央 3-50-9
207	東海プラント(株)	055-924-2700	静岡県沼津市市道町 6-7
213	株式会社 保健科学東日本	048-543-4000	埼玉県鴻巣市天神 3-673
218	(株)ケイ・エス分析センター	0721-20-5611	大阪府富田林市錦織南 2-9-2
219	株式会社トータル環境システム	06-6797-7696	大阪市平野区长吉川辺3-3-8
224	(株)総合環境分析	042-792-4474	東京都町田市忠生 3-5-4
		0276-89-0745	群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6
		045-929-0033	神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2
230	日本総合住生活株式会社	03-3294-3381	埼玉県さいたま市桜区田島 7-7-3
237	株式会社エコクリエイティブジャパン	0463-34-3311	神奈川県横浜市磯子区西町 14-11
238	株式会社日本環境分析センター	052-733-1800	愛知県名古屋市中千種区千種 3-26-6
239	芙蓉化学工業株式会社	03-5306-3117	東京都杉並区高円寺南 1-18-13
242	株式会社環境分析センター	03-5613-1255	愛媛県松山市北久米町 989-1

◎ご相談やお問い合わせは◎

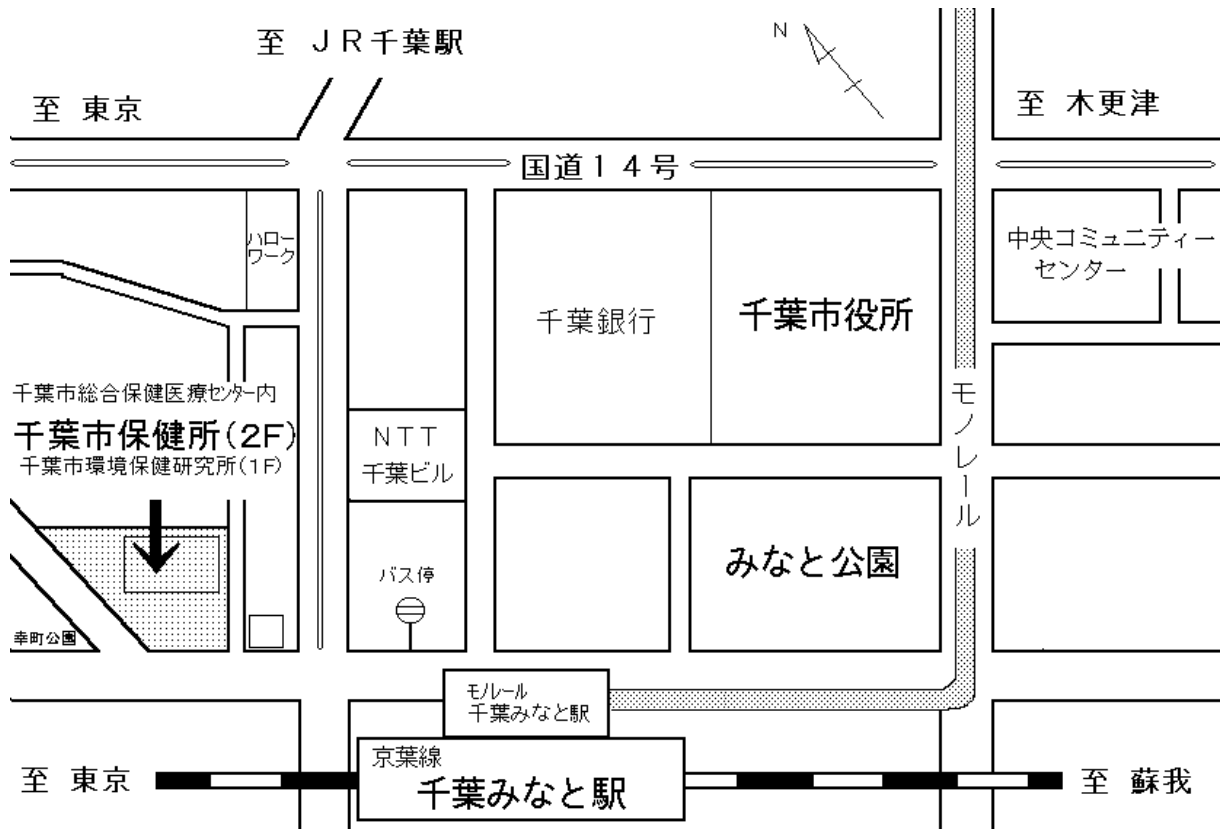
千葉市保健所環境衛生課施設指導係

〒261-8755

住所：千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター2階

電話：043-238-9940 FAX：043-238-9945

ホームページ：http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hokenjo/kankyo/



- JR京葉線千葉みなと駅より徒歩3分
- モノレール千葉みなと駅より徒歩3分
- JR総武線千葉駅より京成バス・千葉みなと駅行き、終点下車徒歩3分